

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年10月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300077 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300012 号

第 1 結論

平成 7 年 6 月から平成 29 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 40 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 7 年 6 月から平成 29 年 5 月まで

私の国民年金については、会社を退職した後の平成 7 年夏頃に、母親（本訂正請求における請求者の代理人）が A 社会保険事務所（当時）に出向いて加入手続きを行ってくれた。請求期間の保険料については、定期的に送られてきた納付書により、母親が近所のコンビニエンスストア（主に B 社）や銀行へ行き、現金で数か月分を継続して振り込んでくれていた。しかし、年金記録を確認したところ、未納とされており納付ができない。

国民年金に係る書類については、年金手帳を含めて引っ越した際に処分してしまったため、残っていないが、母親が請求期間の保険料を納付していたのは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 日本年金機構が保管している請求者に係る国民年金被保険者関係届書（申出書）（以下「資格取得届」という。）については、請求者の記名押印及び令和元年 5 月 17 日付けの A 年金事務所の受付印が確認できるところ、当該資格取得届の届出（申出）事項欄においては、請求者が 20 歳に到達した昭和 60 年 * 月 * 日を国民年金の資格取得日とする届出が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者に対しては、上述の資格取得届が提出されたことを契機として、令和元年 5 月 27 日に基礎年金番号の重複付番を防止するため付番される仮基礎年金番号「*」が付番されており、同日付けで、昭和 60 年 * 月 * 日（20 歳）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われている。

さらに、令和元年 7 月 29 日には過去に払い出されていた厚生年金保険に係る記号番号「*」を基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通

の記号番号)として付番し、上述の仮基礎年金番号「*」を統合した上で、厚生年金保険被保険者資格に合わせて国民年金被保険者資格を取得及び喪失させる一連の事務処理が行われていることが確認できる。

- 2 これに対して、請求者は、平成7年夏頃に、母親がA社会保険事務所に出向いて、国民年金の加入手続を行ってくれ、請求期間の保険料については、定期的に送られてきた納付書により、母親が近所のコンビニエンスストア(主にB社)や銀行へ行き、現金で数か月分を継続して振り込んでくれていた旨主張し、本訂正請求を行っている。
- 3 しかしながら、上述のとおり、請求者については、令和元年5月17日にA年金事務所に資格取得届が提出されたことを契機とし、直後の令和元年5月27日に請求者が20歳に到達した昭和60年*月*日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できることから、母親が平成7年夏頃に加入手続を行ってくれたとする請求者の主張と相違している。
- 4 また、請求者は、上述のとおり、請求期間の保険料を母親がコンビニエンスストアや銀行へ行き、現金で数か月分を継続して振り込んでくれていた旨主張しているところ、i) 請求者の妹は、母親について、普段、C銀行D支店(現在は、E銀行)を使っていたため、同支店で保険料を納付していた可能性が考えられる旨陳述しているところ、E銀行は、国民年金保険料の領収済通知書については、納付日から3か月以内かつ納付日が特定できていないと調査することができない旨回答していること、ii) 日本年金機構は、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付した場合の領収済通知書は、コンビニエンスストア本部で保管されるが、これらの確認には、納付日、収納したコンビニエンスストア及び納付書に印字されているバーコード情報が必要となるが、バーコード情報の保管期限は3年経過後の年度末までのため、請求期間に係る領収済通知書の確認を行うことはできない旨回答していることから、請求期間の保険料納付状況の詳細について確認することができない。
- 5 さらに、請求者の主張に沿って、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付するためには、上述の仮基礎年金番号「*」及び基礎年金番号「*」以外に別の番号が払い出され、当該別の番号に基づき、請求期間当時に被保険者資格を取得していなければ、保険料を納付することはできなかつたこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者が挙げている氏名の誤り等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の仮基礎年金番号及び基礎年金番号以外の番号が払い出された形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、上述の資格取得に係る事務処理(令和元年5月27日)が行われるまで、国民年金に未加入であり、請求期間当時、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。
- 6 加えて、上述の事務処理日(令和元年5月27日)を基準とすると、請求期間のうち、平成7年6月から平成29年3月までの保険料は、既に2年の時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付することはできなかつたものと考

えられる。

また、請求期間のうち、平成 29 年 4 月及び同年 5 月については、上述の事務処理が行われた後であれば、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、妹によると、母親は療養中のため、保険料納付状況の詳細を確認することができない。

- 7 その上、戸籍及びその附票によると、請求者は、請求期間において、氏名、生年月日及び住所地の変更はなく、請求期間は 264 か月と長期間にわたっている上、請求期間の大半は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間に該当し、年金記録における事務処理の機械化がより一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であり、平成 14 年 4 月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当していることから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難い。
- 8 このほか、母親が請求期間当時に加入手続を行い、請求期間の保険料を納付したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。
- 9 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300115 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300013 号

第 1 結論

平成 2 年 * 月から平成 5 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 45 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 2 年 * 月から平成 5 年 10 月まで

私は、平成 5 年 9 月に A 市から B 市に転居し、同年 10 月に入籍した。このため、同市役所で国民年金の第 3 号被保険者に係る手続を行ったが、年金手帳は持っていなかったためその際に初めて交付を受けた。

国民年金の手続については、20 歳（平成 2 年 * 月）から入籍するまで自身で行ったこともなく、両親も手続をしていなかったにもかかわらず、入籍前に居住していた A 市の自宅に、時期はよく覚えていないが、数回、納付書が届いたので、その都度、C 社会保険事務所（当時）で約 16,000 円の保険料を自身で納付した。なお、入籍後に請求期間の納付書が届いたことや保険料を納付したことはない。

納付した領収書については、保管していないが入籍前に請求期間の保険料を納付したことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 市から提出された請求者に係る国民年金被保険者履歴、請求者の年金手帳及びオンライン記録によると、現在、基礎年金番号として平成 9 年 1 月 1 日に付番されている請求者の国民年金手帳記号番号は、B 市において入籍後の平成 5 年 11 月 8 日に国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者に係る届出により払い出されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、平成 2 年 * 月（20 歳到達時）まで遡って国民年金第 1 号被保険者の資格を取得し、第 3 号被保険者に種別変更する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金の各届出が行われた時期（平成 5 年 11 月頃）を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、平成 3 年 10 月から平成 5 年 10 月までの保険料を納付することが可能であった。

これに対し、請求者は、国民年金の手続については、20歳から平成5年10月に入籍するまで自身で行ったこともなく、両親も手続をしていなかったにもかかわらず、入籍前に居住していたA市の自宅に、時期はよく覚えていないが、数回、納付書が届いたので、その都度、C社会保険事務所で約16,000円の保険料を自身で納付したとして年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者の主張どおり、請求期間の保険料を納付するためには、A市において国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ、記録管理される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

また、請求者が、請求期間のうち、平成5年9月にB市に転居するまで居住していたとするA市は、国民年金の加入勧奨について、国民健康保険に加入中で20歳に到達している者のうち国民年金に加入していない者に対して行っていたが、請求者に係る国民健康保険被保険者記録はないとし、国民年金保険料徴収事務の取り扱いは、原則として同市作成による現年度保険料の納付書収納分のみであるところ、請求者に係る国民年金被保険者記録も納付記録もない旨回答している。

さらに、請求期間当時における社会保険事務所作成による過年度保険料の納付書については、原則、市町村から社会保険事務所に進達があった被保険者の資格に関する届書の事務処理後に作成されるが、C年金事務所は、請求期間のうち、請求者がA市に居住していたとする平成2年*月から平成5年9月までの期間においては、国民年金第1号被保険者としての加入がなかった旨回答している。これらのことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、未加入者に対して、納付書が発行されたとは考え難い。

加えて、上述の国民年金の各届出が行われた時期（平成5年11月頃）を基準とすると、請求期間のうち、平成2年*月から平成3年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は遡って納付することもできなかったものと考えられる。

その上、請求期間のうち、平成3年10月から平成5年10月までの保険料については、上述のとおり納付することが可能であったものの、請求者は、入籍後に納付書が届いたことや保険料を納付したことはない旨陳述しており、請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV）によると、当該期間は未納とされている上、B市から提出された請求者に係る国民年金被保険者履歴においても納付記録は確認できないことから、請求者が当該期間の保険料を納付していたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300122 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2300014 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間当時は大学生であり、大学 2 年の頃に、実家のある A 市から B 市に転居した。私の国民年金については、実家に住む祖母が加入手続を行い、保険料についても、祖母が実家の近くにある郵便局で納付してくれていたと思う。請求期間当時、母親は、私の保険料は納付しなくてもよいと言っていたが、祖母は、納付しなければいけないと言っていたことを覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ったとする祖母は既に亡くなっており、母親も高齢のため聴取することが困難であるとしていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号 (平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号) は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方及び漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号 (平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号) が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、祖母が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間は学生であったと陳述しているところ、学生は、制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務までではなく、請求期間当時、請求者が住民票上の住所地を定めていたA市及び居住していたとするB市は、いずれも、請求者の国民年金の記録はない旨回答している上、紙台帳検索システムにおいても、国民年金被保険者名簿等の帳票類は索出されないため、請求者が請求期間において国民年金に加入したと推認する事情を見出すことができない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料を祖母がA市の実家近くにある郵便局で納付してくれていたと思う旨陳述しているものの、同市は、請求期間当時、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかった旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間において被保険者資格を取得し、祖母が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。